

11月25日（木）

令和 3 年 11 月 25 日 (木 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (36名)	
2番 坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番 来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番 山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番 武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番 山下寿	(同)
7番 窪菌辰也	(同)
8番 佐藤雅洋	(同)
9番 安田厚生	(同)
10番 日高利夫	(同)
11番 川添博	(同)
13番 中野一則	(同)
14番 冨師博規	(無所属の会 チームひまわり)
15番 有岡浩一	(郷中の会)
16番 重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番 前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番 岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番 井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番 横田照夫	(同)
22番 山下博三	(同)
23番 右松隆央	(同)
24番 西村賢	(同)
25番 二見康之	(同)
26番 日高陽一	(同)
27番 井上紀代子	(県民の声)
28番 河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番 田口雄二	(県民連合宮崎)
30番 満行潤一	(同)
31番 太田清海	(同)
32番 坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番 野崎幸士	(同)
34番 徳重忠夫	(同)
35番 日高博之	(同)
36番 星原透	(同)
37番 蓬原正三	(同)
38番 丸山裕次郎	(同)
39番 濱砂守	(同)
欠席議員 (1名)	
21番 外山衛	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局 局長	酒匂重久
事務局 次長	日高民子
議事課 長	児玉洋一
政策調査課 長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年11月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 新議員紹介

○中野一則議長 ここで、去る11月14日、宮崎市選出議員補欠選挙で当選されました、川添博議員並びに山内佳菜子議員を御紹介いたします。

まず、川添博議員、御登壇願います。

○川添 博議員〔登壇〕 おはようございます。議長より本会議中の貴重なお時間をいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

去る11月14日、宮崎県議会宮崎市選挙区補欠選挙におきまして当選させていただきました、川添博でございます。県民の皆様方の付託に応えられるよう、県政の場で誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様方、県執行部の皆様方、御指導いただきますよう、また今後ともよろしく願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、山内佳菜子議員、御登壇願います。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 おはようございます。山内佳菜子と申します。県民の皆様とともに悩み、考え、少しずつでも前へ向かう、そう

いう議員になるために精いっぱい精進してまいりたいと思っております。

政党を超えて、立場を超えて皆様の御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）〔降壇〕

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、右松隆央議員、凶師博規議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月19日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年11月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計19件、その内訳は、補正予算2件、条例8件、予算・条例以外9件であります。このほか1件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から12月13日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、本日、知事提出議案の上程となりますが、提案されます議案のうち、給与改定関連の議案2件につきましては、他の議案に先立ち、総務政策常任委員会で審査していただき、一般質問初日、11月30日の本会議で採決を行いま

す。

一般質問は、11月30日から5日間の日程で行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。

12月7日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、13日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりといたします。〔巻末参照〕

◎ 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任

○中野一則議長 次に、常任委員会委員及び特

別委員会委員の選任の件を議題といたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

川添博議員を環境農林水産常任委員会委員及び新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員に、山内佳菜子議員を厚生常任委員会委員及び新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員に、それぞれ指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように指名いたします。

◎ 議案第1号から第19号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第19号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和3年11月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、「第35回国民文化祭・みやぎ2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会」についてであります。

本大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により1年の延期を余儀なくされましたが、7月3日から10月17日までの107日間にわたり、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の大会キャッチフレーズの下、感染防止対策を徹底して開催することができました。

7月3日、天皇・皇后両陛下にオンラインでの御臨席を賜り、開会式を挙りました。天皇陛下から、「文化芸術の持つ力により、人々の心に安らぎを与え、困難な状況を乗り越えていくためのエネルギーを生み出す場として、大きな役割を果たすことを期待しております」との激励のお言葉を賜りました。深く感謝申し上げます。

大会期間中、残念ながら中止に至った事業もありましたが、県内全ての市町村において、地域色にあふれた様々な分野のイベントを開催し、私たちが誇る宮崎の文化を見詰め直すとともに、県内外に力強く発信することができたものと考えております。

大会関係者の皆様、そして県議会をはじめとする県民の皆様にも多大なる御協力と御支援をいただき、心より感謝申し上げます。

今回、オンラインを活用した文化・芸術の催しを実施されるなど、今後につながる新たな取組も実施され、参加者の皆様からは、音楽や美術などに触れる機会があることの喜びの声を、また、出演者の皆様からも、「コロナ禍」にありながらプログラムを開催できたことへの感謝の声、そして表現できることの喜びの声を伺っており、国文祭・芸文祭を通じて、改めて文化芸術の持つ大きな力を感じたところであります。

今後とも、県内各地に根差す文化・芸術をしっかりと継承し、大会の成果を本県の魅力ある地域づくりや、共生社会の実現につなげてまいります。

2点目は、宮崎カーフェリー新船の進水式及びJR日南線の早期復旧についてであります。

去る10月20日、広島県尾道市因島におきまして、宮崎カーフェリーの1隻目の新船である

「フェリーたかちほ」の進水式が行われました。

中野議長をはじめ、県内の経済界、また神戸市からも多くの来賓に御出席いただき、新しい船の誕生を祝い、航海の安全を祈願しました。この新船「フェリーたかちほ」は、来年の4月15日に就航する予定であります。

宮崎カーフェリーは、現在、旅行客の減少に加え、世界的な原油価格の高騰などにより、非常に厳しい経営状況に置かれていますが、県外からの観光客の呼び込みや農畜産物などの物流といった面で、本県と都市部を結ぶ極めて重要な役割を担っております。「本県経済の生命線」である当航路を安定的に維持していくため、文字どおり「県民フェリー」として、引き続き、オール宮崎の体制で力を合わせて支援してまいります。

次に、JR日南線の早期復旧についてであります。

9月16日の台風14号による大雨被害により、宮崎市内海において土砂災害が発生し、JR日南線は、現在も青島一志布志駅間での運転見合せが続いております。この災害により通行止めとなっていた国道220号については、10月下旬から全面交通開放となっており、早期復旧に向けた国土交通省宮崎河川国道事務所の御尽力に心から感謝申し上げます。

JR日南線につきまして、県としましては、一刻も早く沿線住民や利用者の皆様の不安や負担が解消されるよう、沿線自治体と連携しながら、早期の全線復旧について、国土交通省及びJR九州に対して要望を行ってきたところであります。10月26日には、中野議長とともにJR九州本社に出向き、早期の全線復旧について要望を行いました。

そして、翌27日、JR九州において、日南線について「年末までに運転再開を目指す」との発表がなされたところであります。現在、代替交通手段としてバス輸送が実施されておりますが、引き続き、一日も早い全線での運転再開を強く求めてまいります。

3点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

第5波につきましては、本県に初めて適用された「まん延防止等重点措置」が9月末をもって解除され、県独自の警報レベルも、10月1日に緊急事態宣言（レベル4）から感染拡大緊急警報（レベル3）へ移行しました。その後も、10月20日から36日間、感染者ゼロの日が続くなど、県内の感染状況は鎮静化しております。

改めて、6月21日から10月10日までの第5波を振り返りますと、感染力の極めて強いデルタ株の影響により、この間の総感染者数は、第1波から第4波までの累計の総感染者数と同等の人数に上り、全療養者数、クラスター発生件数などが、それぞれ従来の最大値の約2倍となるなど、多くの指標が過去最大となりました。また、第5波においては、県内で14名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方々に対し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

第5波の特徴として、致死率や重傷者率などは従来よりも低い数値となっており、これは、重症化リスクが高いとされてきた高齢者のワクチン接種が進展し、感染が減少したことが要因と考えられます。

また、本県の感染者数は、全体を通して全国よりも低い水準となっておりますが、これは、

県独自の緊急事態宣言の発令などの強い対策を早期に講じ、県民の皆様へ行動要請等にしっかりと応じていただいたこと、県内の医療従事者等に献身的な対応をいただいていること等によるものと考えており、県民の皆様への御理解と御協力に深く感謝申し上げます。

ワクチン接種につきましては、市町村や医療関係者等の御尽力に加え、県としても、若者ワクチン接種センターの開設や啓発活動に取り組んでおりますが、11月半ばの時点で、12歳以上の接種対象者に対して1回目の接種を終えた方が85%を超えており、2回目を終えた方もほぼ85%に達していることから、接種を希望される県民の皆様にはおおむね完了できたものと考えております。

今後とも、市町村等と連携しながら、接種率のさらなる向上に必要な取組を進めるとともに、現在検討されている追加接種に向けた接種体制の構築を図ってまいります。

現在、新型コロナをめぐる対策の状況は、大きく変化しております。ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減するなど、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能となります。

このような状況の中、先般、国において、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」等が示され、それを踏まえた国の基本的対処方針の改定が行われました。これを受け、本県でも県の対応方針を見直すこととしております。具体的には、感染状況に応じた警報発令については、医療逼迫の状況をより重視するとともに、行動要請等については、ワクチン・検査パッケージ等の国の方針を踏まえ緩和することとしております。昨日、県新型コロナ感

染症対策協議会において専門家の意見をいただいたところであり、本日の県対策本部会議において、正式に決定することとしております。

国内では感染が鎮静化しておりますが、欧州をはじめとして、国外において再び感染が拡大するなど、我が国に、そして本県にも第6波がいつやってくるのか予断を許しません。ワクチン接種が一定程度進んでいる国においても感染が拡大している状況を踏まえ、これまでの知見を超えるような最悪の事態をも想定し、備えておくことが極めて重要であると考えております。

第6波に向けては、新たな対応方針とともに、医療機関、宿泊療養施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化や、追加接種を含めたワクチン接種を積極的に推進し、日常生活と社会経済活動の維持を図ってまいります。県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計で53億6,865万1,000円です。この結果、一般会計の予算規模は6,847億3,704万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金36億8,893万7,000円、繰入金3億5,521万4,000円、県債13億2,450万円です。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業について御説明いたします。

まず、新型コロナ対策につきましては、補正予算として25億円余を計上しており、今年度の新型コロナ対策の全体予算としましては、総額約640億円の規模となります。

新型コロナ対策として、生活資金を必要とす

る方に対する特例貸付けに必要な原資を措置するとともに、介護サービス等を継続的に提供するために介護事業所等が実施する感染防止対策を支援します。

また、「春季プロスポーツキャンプ受入強化事業」として、プロ野球やJリーグによる春季キャンプにおける有観客での実施を見据えた感染症対策や、観光客の県内周遊促進を支援します。

なお、国において、第6波への備えを含めた「新たな経済対策」が取りまとめられ、年内にも国の補正予算に係る国会審議が行われる見込みではありますが、今後の国の動向をよく見極めながら、県における対応をしっかりと検討してまいります。

新型コロナ対策以外の主な事業としまして、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」を新たに建造する経費を措置するとともに、補助公共・交付金事業として、先ほど申し上げました宮崎市内海の土砂崩れなどの復旧工事を行い、早期の復旧に取り組むことにより、国等と連携しながら、県としての役割をしっかりと果たしてまいります。

最後に、港湾整備事業特別会計における債務負担行為の設定であります。宮崎港マリーナ施設の指定管理に伴う管理・運営費について、債務負担行為を設定するものであります。

補正予算の概要については、以上であります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の改正と併せて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第6号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、県立宮崎病院の改築に伴い、病室使用料の上限額等について改正を行うものであります。

議案第7号「移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国家公安委員会規則の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号から第11号は、新宮崎県陸上競技場建設に係る工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号「訴えの提起について」は、県有地に設定された抵当権の抹消登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について」は、宮崎港マリーナ施設等の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定

により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号「当せん金付証票の発売について」は、令和4年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第15号「宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について」は、当該計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、教育委員会委員松田聖氏が令和3年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、柳和枝氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第17号は、収用委員会委員上村哲生氏が令和3年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく上村哲生氏を任命いたしたく、土地収用法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第18号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和3年の人事委員会勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当を改定するものであります。

議案第19号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、一般職の改定状況等を踏まえ、特別職の期末手当を改定するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第18号及び第19号委員会付託

○中野一則議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第18号及び第19号の両案に対する質疑の通告はありません。

両案については、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日26日から29日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時から、一般質問及び、先ほど付託いたしました議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時26分散会